

雇用保険を受給中の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、**特例措置**として、失業認定については、以下のとおり取扱いをすることになりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

失業認定の取扱いについて

通常、基本手当の支給を受けるために、原則として4週間（28日）に1回、ハローワークが指定した日（失業認定日）にご来所いただいておりますが、**令和2年4月16日から令和2年5月6日まで**の間、失業認定については、**原則郵送**により行うこととします。

ただし、当初指定の失業認定日での来所を強く希望される場合については、事前のご連絡等は不要ですので、失業認定日にご来所ください。

郵送による認定手続きの方法やご不明な点がございましたら、職員へお尋ねください。

令和2年5月7日（木）以降の取扱いについては、決まり次第ホームページでお知らせいたします。